

税・社会保険・公共料金等の特例

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、2月以降、売上が減少（前年同月比▲20%以上）したすべての事業者について、無担保かつ延滞税なしで納税を猶予します。法人税や消費税、固定資産税など、基本的にすべての税が対象となります。

1. 納税・税務に関する特例

今の新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、以下の措置を講じています。

<①申告（及び納税）にお困りの方>

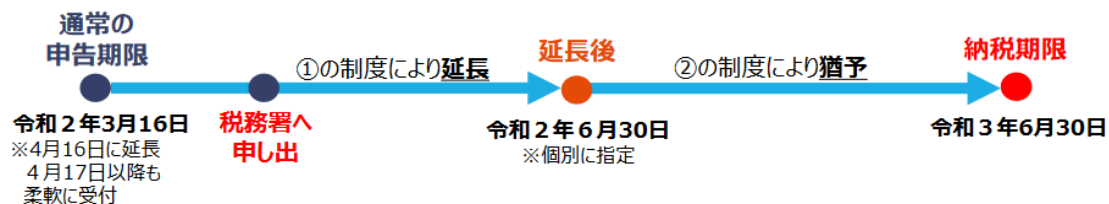
| | | 個人・法人全ての方が対象 |
|------------|------|---|
| 申告・納税期限の延長 | 全事業者 | <p>申告が必要な以下の税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申告所得税(及び復興特別所得税) ・法人税 ・消費税 ・贈与税 ・相続税 の申告（※） <p>→ 申告期限以降も、柔軟に受付</p> <p>✓ 基本的には、延滞税・利子税は発生しません</p> <p>✓ 申告書の作成又は来署することが可能になった時点での税務署への申し出で受け付けます。</p> |

<②お支払いが困難な方>

| | | |
|-------|--------------|---|
| 納税の猶予 | 事業収入が20%以上減少 | <p>原則全ての税（詳細は68ページ）</p> <p>令和2年2月から納期限までの一定の期間（1か月以上）において、事業収入が減少（前年同期比概ね20%以上）</p> <p>→ 無担保+延滞税なしで、1年間納税猶予</p> |
| | 個別の事情がある場合 | <p>国税（詳細は69ページ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則、1年間猶予（状況に応じて更に1年間猶予される場合あり） ・猶予期間中の延滞税の全部又は一部が免除 ・財産の差押えや換価（売却）が猶予 <p>※税務署において所定の審査を行います。</p> <p>※地方税においても、国税と同様の措置を講じるよう、国から地方公共団体に要請いたしました。（詳細はP70）</p> <p><個別の事情></p> <p>①災害により財産に相当な損失が生じた場合 ②ご本人又はご家族が病気にかかった場合</p> <p>③事業を廃止し、又は休止した場合 ④事業に著しい損失を受けた場合</p> |

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

〇イメージ（事業収入が20%以上減少している方の申告所得税の場合）



（1）税務申告・納付期限の延長

昨今の新型コロナウイルス感染症の各地での拡大状況に鑑み、更に確定申告会場の混雑緩和を徹底する観点から、感染拡大により外出を控えるなど期限内に申告することが困難な方については、期限を区切らずに、4月17日（金）以降であっても柔軟に確定申告書を受け付けることといたしました。

| | 従来 | 対応策 |
|----------------------------|--------------|---|
| 申告所得税 (及び復興特別所得税) | 令和2年3月16日(月) | ・4月16日（木）まで 期限を延長 |
| 個人事業者 の消費税 (及び地方消費税) | 令和2年3月31日(火) | ・4月17日（金）以降 であっても柔軟に確定申 告書を受付 |
| 贈与税 | 令和2年3月16日(月) | ※申告書の作成又は来署 することが可能になった時点 で税務署へ申し出ただ ければ、申告期限延長の取 扱いをさせていただきます。 |

- ・ 4月17日（金）以降の申告相談につきましては、原則として、事前予約制とするなど、感染リスク防止により一層配慮した形で行う。
- ・ 確定申告会場に向かなくても自宅等から簡単に申告が行えるよう、スマートフォン等によるe-Taxなどの手段を用意。
- ・ 令和元年分の還付申告については、5年間（令和6年12月31日まで）申告することが可能。

【参照】

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-021_01.pdf

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

（２）事業収入が減少する場合の納税猶予（国税・地方税）の特例

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、令和2年2月以降、事業収入が減少（前年同月比▲20%以上）し、納税が困難となった事業者について、無担保かつ延滞税なしで納税を猶予します。法人税や消費税、固定資産税など、基本的にすべての税が対象となります。

令和2年2月から納期限までの一定の期間（1ヶ月以上）において、事業収入が前年同期比概ね20%以上減少した場合、

※ 法人の収入（売上高）のほか、個人の方の経常的な収入（事業の売上、給与収入、不動産収入）等を指します。個人の方の「一時所得」などは対象となりません。

- ・原則、1年間納税猶予が認められます。
- ・担保の提供は不要です。
- ・猶予期間中の延滞税が免除されます。

猶予が認められると、所轄の税務署等から「納税の猶予許可通知書」が送付されます。

※この「納税の猶予許可通知書」のほか、猶予期間中に「納税証明書」（その1）を取得すると、「新型コロナ臨時特例法第3条による納税の猶予が適用」された旨が記載されます。地方税の場合、猶予許可通知書をもって納税証明に代えることが可能となる場合があります。

※標準的な税の納付期限

- ・法人税事業年度終了から2ヶ月以内（3月末決算であれば5月末）
- ・消費税事業年度終了から2ヶ月以内（同上）

※個人事業者は3月末（令和2年は4月16日）

- ・申告所得税3月15日（※令和2年は4月16日以降も柔軟に申告を受付）
- ・固定資産税基本的に、4～6月で自治体が定める日（第1期分）

【参考】

https://www.mof.go.jp/tax_policy/brochure1.pdf

（３）国税の納付の猶予制度

新型コロナウイルス感染症の影響により国税を一時に納付することが困難な場合には、税務署に申請することにより、換価の猶予が認められることがあります。また、以下の事情がある場合には、納税の猶予が認められることがあります。まずはお電話で所轄の税務署にご相談ください。税務署において所定の審査を早期に行います。

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

【個別の事情】

①災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

②ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち、医療費や治療等に付随する費用

③事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合、国税を一時に納付できない額のうち、休廃業に関して生じた損失や費用に相当する金額

④事業に著しい損失を受けた場合

納税者が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合、国税を一時に納付できない額のうち、受けた損失額に相当する金額

【猶予が認められた場合】

- 原則、1年間猶予が認められます。(状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。)
- 猶予期間中の延滞税の全部又は一部が免除されます。
- 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

【出典】 https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm

（４）地方税の猶予制度

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い財産に相当の損失を受けた納税者等、売上げの急減により納税資力が著しく低下している納税者等への徴収の猶予等について、迅速かつ柔軟に適切に対応するよう、国から地方公共団体に対し要請しています。

1. 徴収の猶予

新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族を含む。）が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、猶予制度が認められることがあります。

【個別の事情】

①災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

②ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

③事業を廃止し、又は休止した場合

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

④事業に著しい損失を受けた場合

納税者が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

猶予が認められると、所轄の税務署等から「納税の猶予許可通知書」が送付されます。

※この「納税の猶予許可通知書」のほか、猶予期間中に「納税証明書」を取得すると、「新型コロナウイルス臨時特例法第3条による納税の猶予が適用」された旨が記載されます。地方税の場合、猶予許可通知書をもって納税証明に代えることが可能となる場合があります

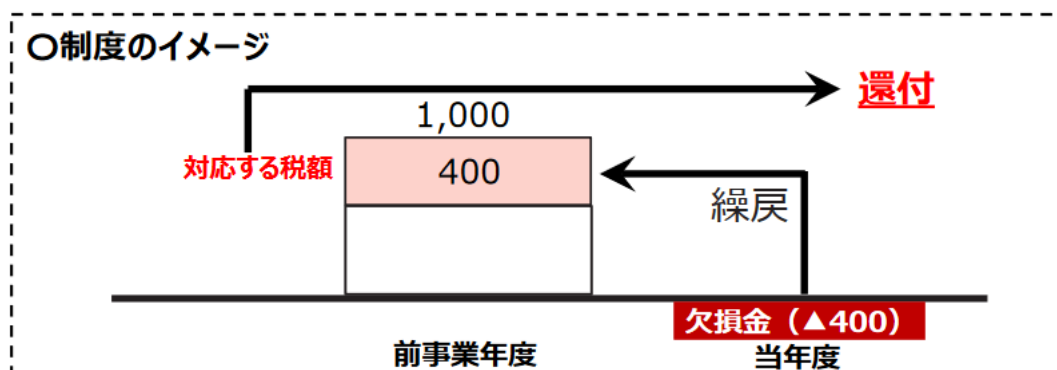
2. 申請による換価の猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税を一時に納付することができない場合は、申請による換価の猶予制度が認められることがあります。

【問合せ先】 お住まいの都道府県・市区町村

(5) 欠損金の繰越し還付

資本金1億円以下の中小企業は、前年度黒字で今年度赤字の場合、前年度に納付した法人税の一部還付を受けることができます。今般、本制度の適用対象を、資本金10億円以下の中堅企業にも拡大します。



【参考】 https://www.mof.go.jp/tax_policy/brochure3.pdf

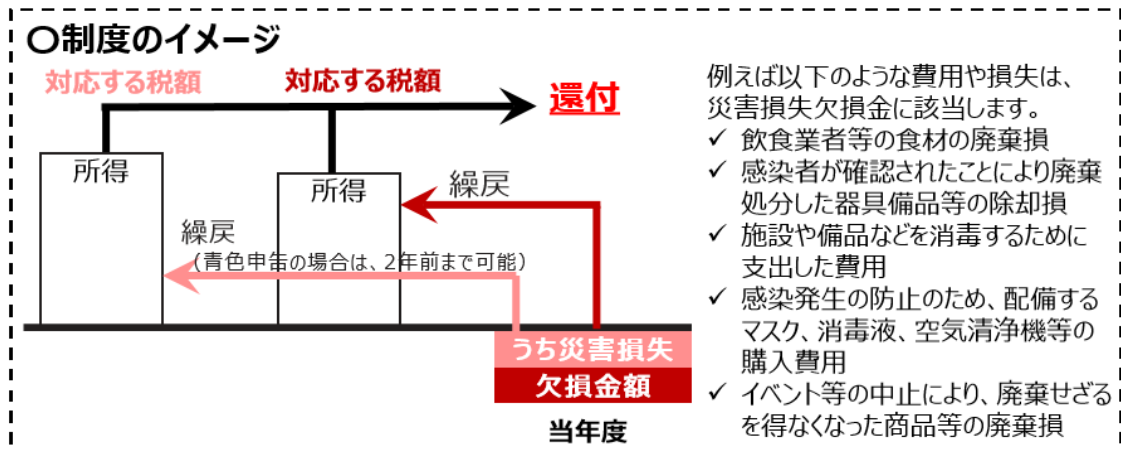
(6) 災害損失欠損金の繰戻し還付制度

新型コロナウイルス感染症の影響により損失が発生した場合には、災害損失欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を受けられる場合があります。

※災害損失欠損金の繰戻し還付制度とは、災害により災害損失欠損金が生じた法人について、災害のあった日から同日以後1年を経過する日までの間に終了する各事業年度又は災害のあった日から同日以後6月を経過する日までの間に終了する中間期間において生じた災害損失欠損金額を、その災害欠損事業年度開始の日前1年（青色申告書を提出する法人である場合には、前2年）以内に開始した事業年度に繰り戻して法人税の還付を受ける

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

ことができる制度です。



【参考】 https://www.mof.go.jp/tax_policy/brochure3.pdf

(7) 固定資産税等の軽減

固定資産税等の軽減の全体像

固定資産税・都市計画税について、要件を満たした場合に、納税が猶予・軽減されます。

- (※1) **納税猶予の要件**
→ 2020年2月～納付期限までの任意の1ヶ月以上の収入が前年同期比概ね**20%以上減少**
- (※2) **軽減・免除の要件**
→ 2020年2月～10月までの任意の連続する3ヶ月の事業収入が対前年減少率
・50%以上減少 : **ゼロ**
・30%以上50%未満 : **1/2**

| 支払い時期 対象資産 | 2020年 (2020年1月1日時点で保有するものが課税対象) | 2021年 (2021年1月1日時点で保有するものが課税対象) | 2022年 (2022年1月1日時点で保有するものが課税対象) |
|---|------------------------------------|---------------------------------------|------------------------------------|
| 土地 【固定資産税・都市計画税】 | 納税猶予(※1) (無担保・延滞税なし) | 2021年分の支払い 2020年猶予分の支払い | 2022年分の支払い |
| 事業用家屋 【固定資産税・都市計画税】 | 納税猶予(※1) (無担保・延滞税なし) | 2021年分 ゼロ又は1/2(※2) 2020年猶予分の支払い | 2022年分の支払い |
| 新規取得した場合の固定資産税 最大ゼロ | | | |
| ・対象資産；2020年4月30日～2023年3月31日までに取得したもの。 ・先端設備等導入計画の提出が必要です。 | | | |
| 償却資産 (機械・設備等) 【固定資産税】 | 納税猶予(※1) (無担保・延滞税なし) | 2021年分 ゼロ又は1/2(※2) 2020年猶予分の支払い | 2022年分の支払い |
| 新規取得した場合の固定資産税 最大ゼロ | | | |
| ・対象資産；2017年～2023年3月31日までに取得したもの (2020年4月30日以降に取得した構築物も対象) ・先端設備等導入計画の提出が必要です。 | | | |

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

1. 固定資産税・都市計画税の減免

中小企業・小規模事業者の税負担を軽減するため、事業者の保有する設備や建物等の2021年度※の固定資産税及び都市計画税を、売上の減少幅に応じ、ゼロまたは1/2とします。

※2020年度の固定資産税及び都市計画税は、新たな特例措置（売上が前年同月比20%以上減）に基づき、1年間、納税猶予可能です。

【減免対象】※いずれも市町村税

- ・設備等の償却資産及び事業用家屋に対する固定資産税（通常、取得額または評価額の1.4%）
- ・事業用家屋に対する都市計画税（通常、評価額の0.3%）

| 2020年2月～10月までの任意の3ヶ月間の売上高の対前年同期比減少率 | 減免率 |
|-------------------------------------|------|
| 30%以上50%未満 | 2分の1 |
| 50%以上減少 | 全額 |

2. 固定資産税の特例（固定ゼロ）の拡充・延長

現在、中小企業・小規模事業者が新たに投資した設備については、自治体の定める条例に沿って、投資後3年間、固定資産税が免除されますが、今般、本特例の適用対象に、事業用家屋と構築物※を追加するとともに、2021年3月末までとなっている適用期限を2年間延長します。※門や塀、看板（広告塔）や受変電設備など。

| | |
|--|---|
| 国 (導入促進指針の策定) 協議 ↑ ↓ 同意 | 対象地域 全国 1,646自治体 （うち1,642がゼロ（2月末時点）） ※導入促進基本計画の同意を受けた市町村 対象設備 機械装置・器具備品などの償却資産 ※旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> 事業用家屋と構築物を対象追加 ・事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの ・構築物は、旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの ※既に「先端設備等導入計画」の申請をしている方は、計画を変更し、事業用家屋と構築物の導入について同計画中に位置付ける必要があります。 </div> |
| 市町村 (導入促進基本計画の策定) 申請 ↑ ↓ 認定 | |
| 中小企業 (先端設備等導入計画の策定) | 特例措置 固定資産税（通常、評価額の1.4%）について、投資後3年間、ゼロ～1/2に軽減 ※軽減率は各自治体が条例で定める |

【問い合わせ先】

固定資産税等の軽減相談窓口：0570-077322

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

2. 社会保険の特例

（1）厚生年金保険料等の猶予制度

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった事業主の方にあっては、申請により、1年間、特例として厚生年金保険料・労働保険料等の納付を猶予することが可能となります。

【対象者】新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上の減少があり、一時に納付を行うことが困難な事業主

【内容】1年間、厚生年金保険料等の納付を猶予。担保の提供は不要。延滞金が免除。

猶予制度の特例を利用するには、年金事務所へ申請書の提出が必要です。詳しくは最寄りの年金事務所までご相談ください。猶予制度に関する一般的なご質問については、厚生年金保険料納付猶予相談窓口でもお受けしております。また、申請書は、日本年金機構ホームページからダウンロードできます。

※ 健康保険料に係るお問い合わせ先は、協会けんぽ加入の場合は年金事務所、健康保険組合加入の場合は健康保険組合となります。

※ 労働保険料に係るお問い合わせ先は、都道府県労働局となります。

猶予が認められると、「納付の猶予（特例）許可通知書」が送付されます。この「納付の猶予（特例）許可通知書」には「新型コロナ臨時特例法第3条による納付の猶予が適用」された旨が記載されます。

※猶予期間中に管轄の年金事務所において「納入確認書」を取得した場合も、「新型コロナ臨時特例法第3条による納付の猶予が適用」された旨が記載されます。

【問合せ先】

最寄りの年金事務所

<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>

厚生年金保険料納付猶予相談窓口

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202004/20200422.html>

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

1. 換価の猶予

厚生年金保険料等を一時に納付することにより、事業の継続等を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは、納付すべき保険料等の納期限から6ヶ月以内に管轄の年金事務所へ申請することにより、換価の猶予が認められる場合があります。

2. 納付の猶予

次のいずれかに該当する場合であって、厚生年金保険料等を一時的に納付することが困難な時は、管轄の年金事務所を経由して地方(支)局長へ申請することにより、納付の猶予が認められる場合があります。

- ①財産について災害を受け、または盗難にあったこと
- ②事業主またはその生計を一にする親族が病気にかかり、または負傷したこと
- ③事業を廃止し、または休止したこと
- ④事業について著しい損失を受けたこと

「1. 換価の猶予」または「2. 納付の猶予」が認められると、

- ・ 猶予された金額を猶予期間中に各月に分割して納付することになります。
- ・ 財産の差押えや換価（売却等現金化）が猶予されます。
- ・ 猶予期間中の延滞金が一部免除されます。

猶予制度を利用するには、年金事務所へ申請書の提出が必要です。

【出典】

<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/jigyonushi/sonota/kankayuyo.html>

【問合せ先】 最寄りの年金事務所

<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html><https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>

(2) 国民健康保険、後期高齢者医療制度等の取扱い

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う影響を考慮し、国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料（税）の徴収猶予等が認められる場合があります。厚生労働省から都道府県に対し、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険関係事務の取扱いについて、下記のとおり示していますので、まずはお住まいの市区町村又は国民健康保険組合にお問い合わせください。

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

1. 届出・申告期間を経過した者の取扱い

国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の資格取得、資格喪失、住所変更等の届出・申告については、これらの届出の事由が生じた日から14日以内に届出を行わなければならないこと等とされているが、今般の新型コロナウイルス感染症に関しては、その感染拡大を十分に防止することが求められていること等も踏まえ、やむを得ない理由による届出等の遅延を認めるなど、柔軟に運営いただきたいこと。

2. 保険料（税）徴収猶予の取扱いについて

特別な理由がある者については、条例等の定めるところにより、保険者の判断で、保険料（税）の徴収猶予を行うことが可能とされているので、これを踏まえ、各保険者において、これについての周知も含め、適切に運営いただきたいこと。

【問合せ先】

・国民健康保険料（税）について

⇒お住まいの市区町村の国民健康保険担当課（国民健康保険組合にご加入の方は、加入されている組合）

・後期高齢者医療制度の保険料について

⇒お住まいの市区町村の後期高齢者医療担当課

・介護保険料について

⇒お住まいの市区町村の介護保険担当課

(3) 厚生年金保険料等の標準報酬月額の特例改定

新型コロナウイルス感染症の影響により休業した方で、令和2年4月から12月までの間に休業により報酬が著しく下がった方などについて、一定の条件に該当する場合は、事業主の届出により、健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を、通常の随時改定（4か月目に改定）によらず、特例により翌月から改定可能です。

【対象となる方①】（それぞれ(1)から(3)のすべてに該当する方が対象）

1 令和2年4月から7月までの間に休業により報酬が著しく低下した方の特例

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響による休業（時間単位を含む）があったことにより、報酬が著しく低下した月が生じた方

(2) 著しく報酬が低下した月に支払われた報酬の総額（1か月分）が、既に設定されている標準報酬月額に比べて2等級以上下がった方

※ 固定的賃金（基本給、日給等単価等）の変動がない場合も対象となります。

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

(3)本特例措置による改定内容に本人が書面により同意している

※ 被保険者本人の十分な理解に基づく事前の同意が必要となります。（改定後の標準報酬月額に基づき、傷病手当金、出産手当金及び年金の額が算出されることへの同意を含みます。

【対象となる方②】（それぞれ(1)から(3)のすべてに該当する方が対象）

2 令和2年8月から12月までの間に休業により報酬が著しく低下した方の特例上記1と同様の条件となります。

3 令和2年4月又は5月に休業により著しく報酬が低下し特例改定を受けている方の特例

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響による休業（時間単位を含む）があったことにより、令和2年4月又は5月に報酬が著しく低下し、5月又は6月に特例改定を受けた方

(2) 令和2年8月に支払われた報酬の総額（1か月分）が、9月の定時決定で決定された標準報酬月額に比べて2等級以上低い方

(3) 本特例措置による改定内容に本人が書面により同意している（上記1と同様です。）

【対象となる保険料】

休業により報酬が急減した月（3の場合は8月）の翌月以降の保険料が対象となります。
※上記1に該当する場合は、令和3年1月末日までに届出があったものが対象となります。

※ 上記2及び3に該当する場合は、令和3年2月末日までに届出があったものが対象となります。

※ いずれも、それまでの間は遡及して申請が可能ですが、給与事務の複雑化や年末調整等への影響を最小限とするため、改定をしようとする場合はできるだけ速やかに提出をお願いします。

【申請手続について】

月額変更届（特例改定用）に申立書を添付し管轄の年金事務所に申請してください。

※ 管轄の年金事務所へ郵送してください。（窓口へのご提出も可能です。）

※ 届書及び申立書については日本年金機構ホームページからダウンロードできます。

※ 本特例措置は、対象となる方①と②のそれぞれで1回ずつ申請を行うことができます。

※ 健康保険組合に加入の場合は、健康保険料の標準報酬月額の特例改定の申請先は健康保険組合になります。

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

3. 電気・ガス料金等の支払い猶予等について

個人又は企業にかかわらず、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、電気・ガス料金の支払いに困難な事情がある方に対しては、その置かれた状況に配慮し、料金の未払いによる供給停止の猶予など、電気・ガス料金の支払いの猶予について、柔軟な対応を行うことを要請いたしました（4月7日）。

【お問合せ先】

電気・ガス料金の支払いにお悩みの方は、まずは一度、御契約されている電気・ガス事業者に御相談をお願いいたします。

- ・電気料金に関する対応事業者一覧(対応予定を含む)

https://www.enecho.meti.go.jp/coronavirus/pdf/list_electric.pdf

- ・ガス料金に関する対応事業者一覧(対応予定を含む)

https://www.enecho.meti.go.jp/coronavirus/pdf/list_gas.pdf

※「生活不安に対応するための緊急措置」（令和2年3月18日）を踏まえ、緊急小口資金又は総合支援資金の貸付を受けた方又は受けようとする方については、託送料金等の支払期日を1ヶ月繰り延べる等の措置を講じています（3月19日）。

「持続化給付金」受給事業者を対象としたNHK放送受信料の免除について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、多くの中小企業や個人事業者の事業継続が困難となる事態が生じていることから、持続化給付金の給付決定を受けた事業者の負担を軽減するための緊急的な措置として、受信料の免除を行います。

【免除する放送受信契約の範囲】

持続化給付金の給付決定を受けた者が、事業所など住居以外の場所に受信機を設置して締結している放送受信契約

※令和3年3月31日までにNHKに免除の申請をした場合に限りです。

【免除の期間】NHKに免除の申請をした月とその翌月の2か月間

※受信機を設置した月に、受信契約を締結して、免除を申請した場合は、その翌月および翌々月の2か月間

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

【免除の申請方法】

①「免除申請書」をNHK ホームページよりダウンロードしていただき、記載例を参照のうえ、必要事項を記入。

https://pid.nhk.or.jp/jushinryo/pdf/corona_jushinryo_menjo.pdf

②記入例のページ下部から、あて先（NHK 東京事務センター行）を切り取っていただき、封筒（長形3号サイズ）に貼ってください。

③「免除申請書」と「持続化給付金」給付通知書のコピー（「宛名」と「通知内容」の両面）を封筒（長形3号サイズ）に入れて郵送してください。

※「持続化給付金」給付通知書（コピー）が免除の証明書となるため、同封されていない場合、免除することができませんのでご注意ください。

【留意点】休業により一時的に受信契約を解約されている場合など、受信契約を締結されていない場合は、免除を受付することができません。受信契約を新たに締結した後に、再度、免除の申請をしてください。

【詳細・お問合せ先】

NHK ホームページをご確認ください。

○本社所在地のNHK 放送局「ご相談窓口」

<https://pid.nhk.or.jp/jushinryo/menjo/window.html>

○受信料免除以外にも、事業所割引等の取扱いについてご案内しております。

https://pid.nhk.or.jp/jushinryo/corona_jigyousyo_tasuu.html